

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 4 号

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成 27 年浜田市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の前の見出し、同条及び第 5 条を削る。

第 6 条中「第 7 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に、「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条第 1 項中「給与規則」を「浜田市職員の給与の支給に関する条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 46 号。以下「給与規則」という。）」に改め、同条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条から第 12 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

別表中「第 6 条、第 7 条」を「第 4 条、第 5 条」に改め、同表職員の欄中「第 6 条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。